

# 住まいの防火 (12)

## 住宅用火災警報器の設置が義務化 されます

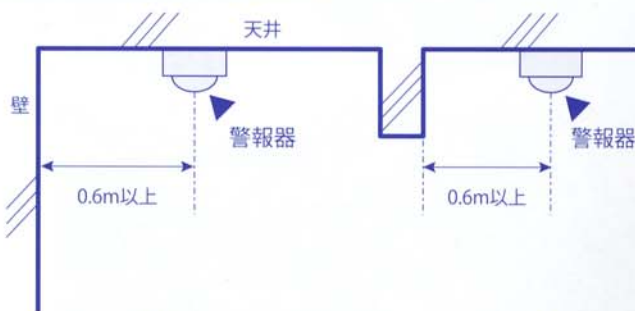
新築住宅 平成 18 年 6 月 1 日

既存住宅 平成 23 年 6 月 1 日

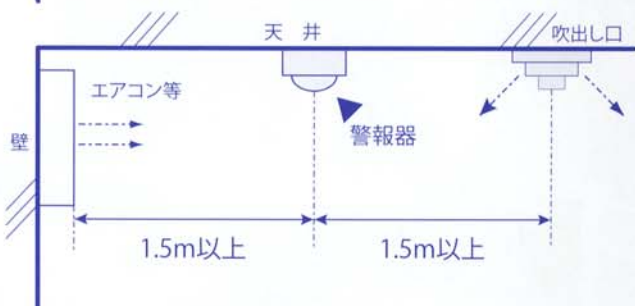
## 住宅用火災警報器を 設置する位置

天井に設置する場合

火災警報器の中心を壁から 0.6m 以上離して取り付けます。  
天井にはりがある場合は、はりから 0.6m 以上離して取り付けます。

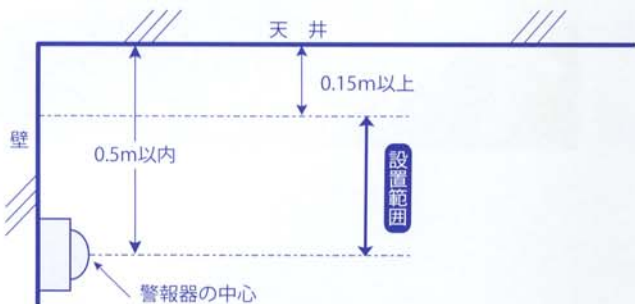


エアコン等の吹き出し口がある場合は、吹き出し口から 1.5m 以上離して取り付けます。



壁に設置する場合

火災警報器の中心が天井から 0.15 ~ 0.5m 以内の位置に取り付けます。



鑑定マーク



国の基準に適合し、日本消防検定協会の検査に合格した製品には、「鑑定マーク」がついています。「鑑定マーク」のついているものを選びましょう。



※ 詳しい設置基準については、シリーズ「住まいの防火」でお知らせしていきます。

消防署職員が販売をしたり、または、消防署が販売を業者に委託することはありませんので、悪質な訪問販売等に十分注意してください。